

制度 8. 空き家事務所・店舗改修助成金

～事務所・店舗改修助成金とは～

高崎市では、空き家の活用促進を目的として、市内の空き家を改修し、事務所や店舗を営業する場合に、改修費用の一部を**予算の範囲内**で助成します。

<p>助成を受けられる空き家 ※右記要件をすべて満たすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高崎市内に存し、住居として建築した建築物（原則、居室の他に風呂、トイレ、台所が当該建築物内に配備されていること、または敷地内に附属されていること）で、生活の拠点として居住していた経緯と、おおむね10年以上居住その他の使用がなされていないことを確認でき、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅の空き家 ・併用住宅の空き家(店舗や事務所等が廃業されていること) <p>※ビルの空きテナントやマンション等の空き室は対象になりません</p>
<p>助成を受けられる空き家改修後の用途及び業種 ※右記要件をすべて満たすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 改修後の建築物の用途が、事務所または店舗に該当すること ● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条で定める「風俗営業」を行う事務所や店舗でないこと ● 宗教活動、政治活動、選挙活動、社会運動を行うことを目的とした事務所でないこと <p>※店舗とは、物販店舗、飲食店舗、サービス店舗等を言う ※いずれも併用住宅可（但し、住宅部分の改修は助成の対象外） ※空き家の所在地が市街化調整区域の場合、事務所は対象になりません</p>
<p>助成を受けられる人(申請者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所・店舗等の運営を予定している個人及び団体（高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人等） ● 空き家の所有者（前述のものと賃貸借契約等を締結する場合） <p>※申請者が法人の場合、本店や主たる事務所が高崎市内であること ※申請者が空き家を賃借する場合、当空き家所有者の同意書及び賃貸借契約書（写）の提出が必要です</p>
<p>助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 完了報告までに高崎市内の空き家を改修し、事務所や店舗等を営業すること ● 空き家の立地、申請者の過去の実績等から事務所及び店舗等の事業を継続的に実施できると認められること ● 改修した建築物を別のものに貸し付けたり、売却したりしないこと ● 市税の滞納がないこと ● 高崎市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当してないこと ● 食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していないこと <p>※第三者（警察等）で構成される審査委員会による審査を行います ※本助成金の交付を受けた者は、本年度中及び次年度以降に再度本助成金の交付を受けることができません</p>

<p>助成を受けられる工事等の要件 ※右記要件をすべて満たすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高崎市内の業者（見積書及び領収書の住所を高崎市で表記できること）（申請者の親族が代表を務めるものを除く）が改修工事を行うこと <p>※次のような工事は対象となりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所や店舗の開業に不要と思われる工事（理由がある場合個別相談） ・ 一般的な市場価格より明らかに高額と思われる工事 ・ 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事 ・ 浄化槽、給排水等の外回りの工事 ・ 外構工事 ・ 申請者が直接行う工事 ・ 他の補助（助成）事業との重複した工事 など <p>※原則、備品等の購入は対象となりません</p>
<p>申請から支払いまでの要件 ※右記要件をすべて満たすこと</p>	<p>事前相談（1～3ヶ月） → 助成金申請 → 審査（1～2ヶ月） → 助成金交付決定 → 工事着工 → 工事完了 → 工事代金の支払い → 完了報告（2月末まで） → 現地確認 → 助成金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本助成金の申請前に必ず市建築住宅課及び関連部署（市開発指導課、市建築指導課など）へ事前相談を行うこと（事前相談の結果、本助成金の申請ができない場合があります）（関連部署との相談内容は建築住宅課で改めて確認しますので記録しておいてください） ● 本助成金の交付決定後に着手する工事であること（工事着手済であったり、完了している場合は申請できません） ● 原則2月末までに改修工事を完了し市に完了報告を提出できること <p>※本助成金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります（本助成金の事前支払いは不可）</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金交付後、継続的な営業ができなかったとき、もしくは改修した建築物を別のものに貸し付けたり、売却したりしたときは助成金の返還を求める場合があります ● 建築基準法等の手続きが必要な場合があるため、できるだけ建築士等の専門家へご相談の上、本助成金の申請をご検討ください ● 改修後、建物の用途が変わることに伴い、翌年の固定資産税及び都市計画税が大幅に増額となる場合があります ※詳細は資産税課へ ● 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります ● 現地調査の際に職員が敷地内に立ち入る場合があります ● 改修工事にあたってはアスベスト調査等の各種法令を遵守して行ってください
<p>助成金額</p>	<p>助成対象経費に2分の1を乗じて得た額、上限額は500万円 ※交付決定後の増額はできません</p>

高 崎 市

○申し込み時（事前相談時）に必要な書類

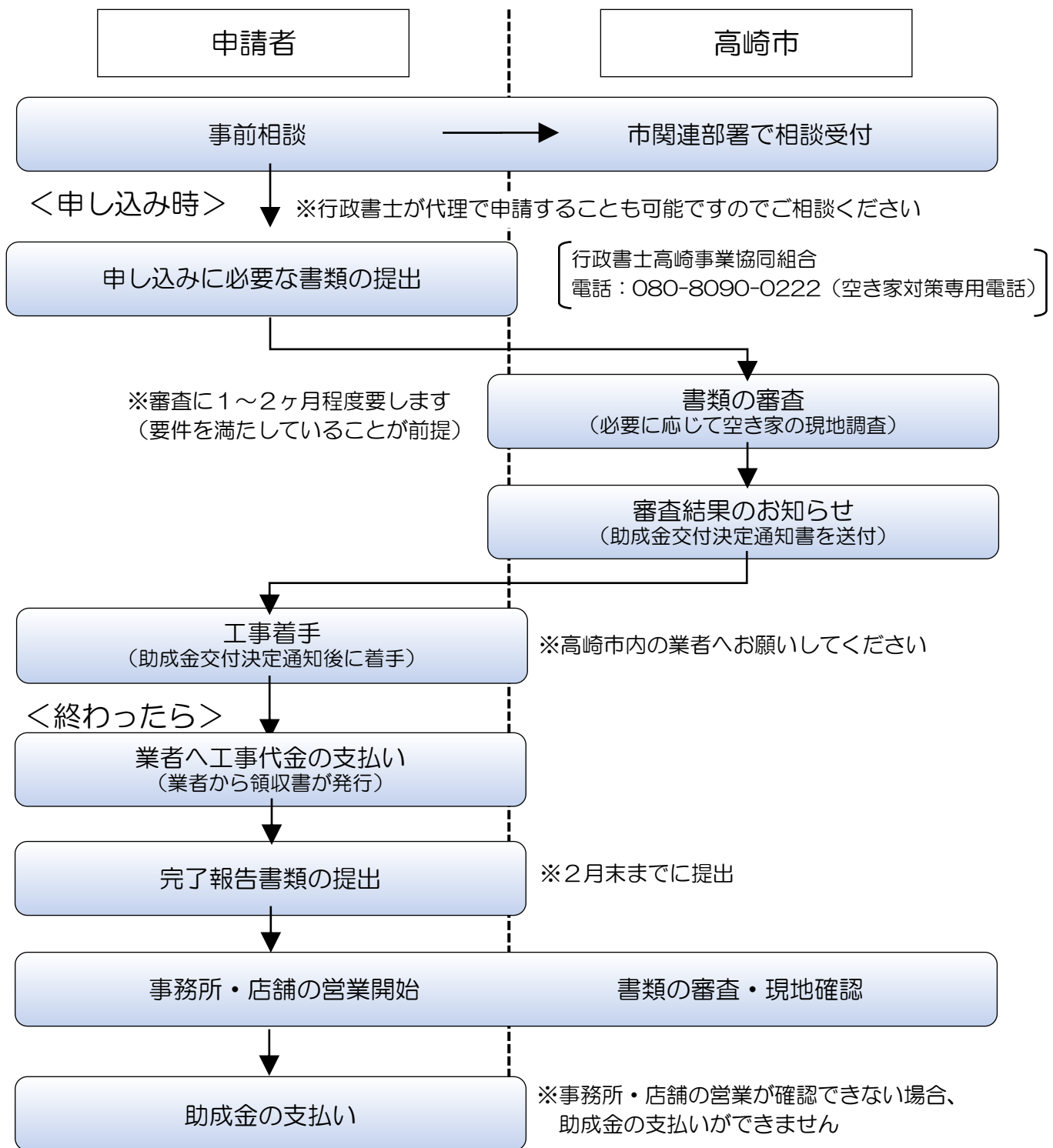
	書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/> 申請書 ※様式あり	
	<input type="checkbox"/> 事業計画書等	事前相談時に必要
	<input type="checkbox"/> 施工業者からの見積書	工事の内訳明細が確認でき、業者の住所表記が高崎市内であり、見積書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/> 施工前の写真	外観、施工箇所各所
	<input type="checkbox"/> 空き家等の見取り図又は平面図	施工前の写真の撮影位置を図面上に記入
	<input type="checkbox"/> 改修後の完成予定図（平面図）	
	<input type="checkbox"/> 空き家化の経緯報告書※様式あり	
	<input type="checkbox"/> 最新の建物登記全部事項証明書（最新の登記簿謄本）	未登記家屋の場合は固定資産税・都市計画税納税通知書の写し等
該当する場合のみ必要な書類	<input type="checkbox"/> 空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合（施設等の入所日がわかるものなど）
	<input type="checkbox"/> 委任状	申請手続きを代理人が行う場合
	<input type="checkbox"/> 同意書 ※様式あり	建物所有者以外の者が申請する場合 建物所有者と土地所有者が異なる場合
	<input type="checkbox"/> 確約書（共有） ※様式あり	建物所有者及び土地所有者に共有持分者がいる場合
	<input type="checkbox"/> 確約書（相続） ※様式あり	建物所有者及び土地所有者が死亡しているが未相続の場合
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等	相続関係の確認で提出をお願いする場合があります
	<input type="checkbox"/> 法人開設届等（写し）	申請が法人の場合
	<input type="checkbox"/> 飲食営業許可証等（写し）	飲食サービス業の場合

○工事が終わったら必要な書類

	書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/> 完了報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し	契約をしていない場合は不要
	<input type="checkbox"/> 工事完了写真	施工前の写真と同じ位置から撮影
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し	業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書又は売買契約書の写し	作成をしていない場合は不要
	<input type="checkbox"/> 請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/> 通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

～ 制度 8. 事務所・店舗改修助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メールアドレス：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分